

旭市立うなかみ小学校 第1回学校再編準備委員会

次 第

日時：令和8年6月25日（木）

午後6時30分～

場所：海上公民館 第一研修室

1. 開 会

2. 依頼書交付

3. 教育長あいさつ

4. 委員紹介

5. 準備委員会の進め方について

（資料1・2・3）

6. 会長、副会長の選出

（資料2）

7. 議 題

（1）うなかみ小学校のスケジュールについて

（資料4）

（2）放課後児童クラブの運営について

（資料5）

8. その他

次回開催日時（案）：令和8年 9月24日（木）18：30～

次々回開催日時（案）：令和8年11月26日（木）18：30～

9. 閉 会

【配付資料】

資料1：準備委員会の設置・進め方について

資料2：旭市学校再編準備委員会設置要綱

資料3：旭市審議会等の会議の公開に関する要綱

資料4：旭市立うなかみ小学校のスケジュール（案）

資料5：放課後児童クラブの運営について

準備委員会の設置・進め方について

1. これまでの経緯

令和6年7月～11月 各小学校に地域検討会議を開催。統合に賛成で意見まとめる。(資料5)

令和7年1月～令和8年2月 代表者会議を9回開催。学校位置、開校時期、学校名が決定。

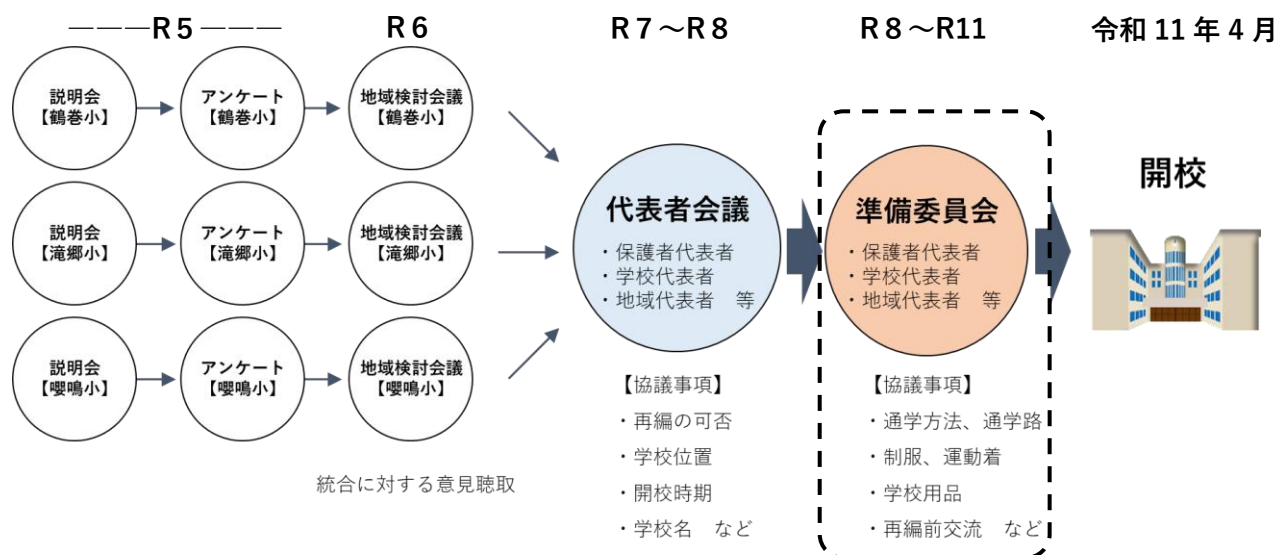


図1：学校再編の進め方

2. 準備委員会の設置

統合校の開校の準備を進めるに当たり、保護者、地域住民、教育関係者からの幅広い意見を聴取するために設置。(資料2 旭市学校再編準備委員会設置要綱第1条、第2条)

3. 会議の進め方

- ・委員会に会長及び副会長を置き、会議を進行する。(要綱第5条)
- ・会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。(要綱第6条)
- ・委員会に専門部会を設置し、委員を「総務部会」「PTA・通学部会」「学校運営部会」の3つの部会に振り分ける。(要綱第8条)
- ・部会には部会長を置き、会議を進行する。(要綱第9条)
- ・基本的には次の表の部会ごとで所掌する事項について話し合いをしてもらい、部会で決定したことを全体会で報告し、最終的な意見をまとめる。(要綱第10条)

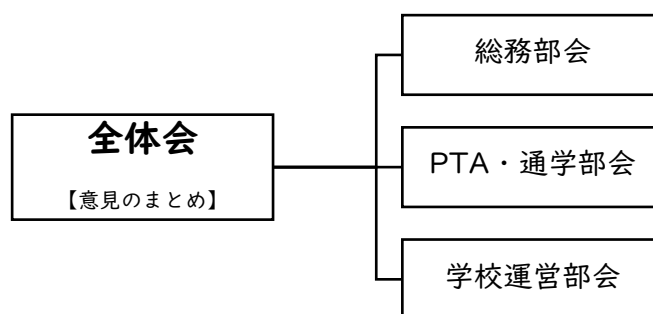


図 2：組織図

表：所掌事項一覧

専門部会	所掌事項	委員構成（案）
総務部会	(1) 校歌及び校章に関すること。 (2) 開校に係る式典及び行事に関すること。 (3) 学校跡地の利用に関すること。 (4) その他開校の準備に関すること。	保護者代表 3名 地域住民代表 3名 学校関係者 3名
PTA・通学部会	(1) 通学体制に関すること。 (2) スクールバスの運行に関すること。 (3) PTAの組織運営に関すること。 (4) 制服、体操服等に関すること。 (5) その他PTA及び通学に関すること。	保護者代表 6名 学校関係者 3名 未就学児保護者 3名
学校運営部会	(1) 学校運営及び教育内容に関すること。 (2) 学校行事に関すること。 (3) 生徒指導に関すること。 (4) 部活動に関すること。 (5) 児童又は生徒の事前交流に関すること。 (6) その他学校運営に関すること。	学校関係者 9名

4. 委員の任期

統合校の開校まで（令和 11 年 4 月）

5. その他

- ・ 準備委員会の全体会は原則公開。（資料 3 旭市審議会等の会議の公開に関する要綱）
- ・ 部会については、原則非公開として会議結果のみを公開予定。

○旭市学校再編準備委員会設置要綱

令和 6 年 3 月 2 6 日
教育委員会告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市立の小学校及び中学校の再編により新たに設置する学校（以下「統合校」という。）の開校の準備を進めるに当たり設置する旭市学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 教育委員会は、統合校の開校の準備に関し保護者、地域住民、教育関係者からの幅広い意見を聴取するため、統合校ごとに期間を定めて委員会を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 委員会の参加者（以下「委員」という。）は、統合校に係る次の各号に掲げる事項について、教育委員会の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) 校歌及び校章に関すること。
- (2) 学校運営に関すること。
- (3) 通学に関すること。
- (4) PTAに関すること。
- (5) 児童又は生徒の事前交流に関すること。
- (6) 開校に係る式典及び行事に関すること。
- (7) 制服、体操服等に関すること。
- (8) 学校跡地の利用に関すること。
- (9) その他教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 委員は、25 人以内とする。ただし、統合校に係る通学区域（旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（平成 17 年旭市教育委員会規則第 6 号）に基づき設定されるものをいう。）に相当することとなる区域（次項において「通学区域」という。）の状況を考慮し、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、次の各号に掲げる者に委員会への参加を依頼するも

のとする。

- (1) 通学区域に所在する学校の児童又は生徒の保護者の代表
- (2) 通学区域の地域住民の代表
- (3) 通学区域に所在する学校の学校教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者
(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 教育委員会は、委員会に別表の左欄に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を分掌させる。

- 2 委員は、少なくとも一の部会に所属するものとし、所属する部会については、教育委員会が決定するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、部会を置かないこと、部会の所掌事項を変更すること又は別表の左欄に掲げるもの以外の専門部会を設置することができる。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会に所属する委員（以下この条において「部会員」という。）の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会議を進行する。
- 4 部会長が不在のときは、部会員のうちから、あらかじめ部会長が指

名するものがその職務を代理する。

（部会の意見の報告等）

第 10 条 教育委員会は、部会での意見の聴取の一部が完了したときは、それを取りまとめて適宜、会議において報告し、委員の意見を聴取するものとする。

（庶務）

第 11 条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

専門部会	所掌事項
総務部会	(1) 校歌及び校章に関すること。 (2) 開校に係る式典及び行事に関すること。 (3) 学校跡地の利用に関すること。 (4) その他開校の準備に関すること。
PTA・通学部会	(1) 通学体制に関すること。 (2) スクールバスの運行に関すること。 (3) PTAの組織運営に関すること。 (4) 制服、体操服等に関すること。 (5) その他PTA及び通学に関すること。
学校運営部会	(1) 学校運営及び教育内容に関すること。 (2) 学校行事に関すること。 (3) 生徒指導に関すること。 (4) 部活動に関すること。 (5) 児童又は生徒の事前交流に関すること。 (6) その他学校運営に関すること。

○旭市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成 17 年 7 月 1 日

告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定め、審議会等の会議のより公正な運営及び透明性の向上を図ることにより、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(審議会等)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、実施機関（旭市情報公開条例（平成 17 年旭市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に掲げる機関をいう。）に設置された審議会、協議会等をいう。

(会議の公開の原則)

第 3 条 審議会等の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議において、条例第 12 条各号に掲げる不開示情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められるときで、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合

(会議開催の事前公表)

第 4 条 審議会等は、公開する会議を開催する場合は、会議開催予定日の 1 週間前までに次の各号に掲げる事項について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議の公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等其他の方法により傍聴人を決定することができる。

3 審議会等は、会議を公開する際、旭市傍聴要領（別記様式）を傍聴人に配付すること等により、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場内の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 審議会等は、会議を公開する場合、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配付するよう努めなければならない。

(会議結果等の公開)

第7条 公開した審議会等の会議結果は、条例に基づき原則公開とし、会議終了後、速やかにこれを一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行

旭市立うなかみ小学校のスケジュール（案）

年度	令和 8 年度												令和 9 年度												令和 1 0 年度												令和 1 1 年度			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
全体会			→ 統合小学校の施設整備、 放課後児童クラブ について検討					部会の進捗状況報告																		校旗制作														
総務部会						校歌・校章検討 ・制作方法							校章制作																									★ 閉校式		
													校歌制作																											
													跡地活用検討																											
																																						★ 開校式		
PTA ・通学部会						スクールバス検討 ・乗降場所・運行ルート ・運行本数・危険箇所										乗降の際のルール ・連絡方法等											スクールバス 入札、運行委託契約										★ 試乗会			
						学用品の検討 ・体操服																																		

【工事】

[illegible]

【委託・備品】

・学校備品		備品確認								備品確認		入札		備品購入・搬入・設置						引越し	
・スクールバス	購入									※購入する場合		入札		バス購入							
	委託															入札		バス運行委託（５年間）			

放課後児童クラブの運営について

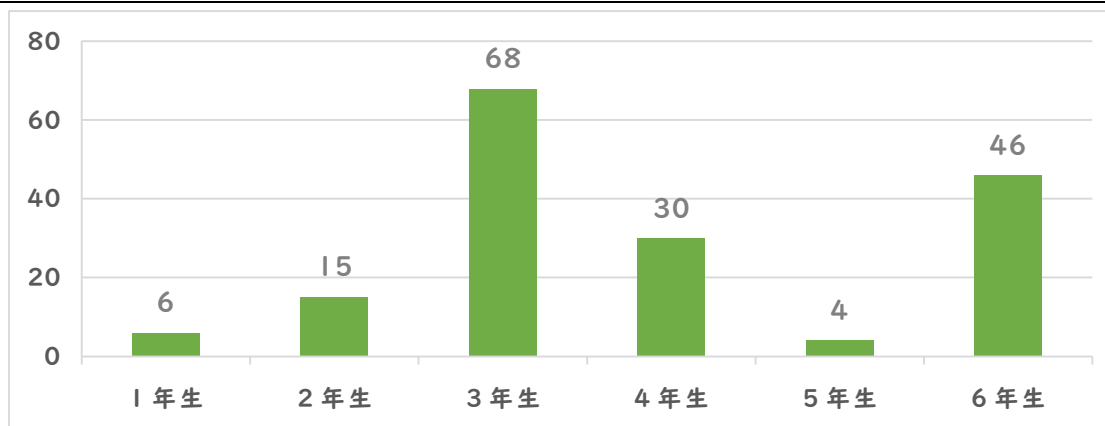
1. 海上地域小学校統合後の放課後児童クラブに関するアンケート

実施期間：令和8年5月18日～5月28日

配布先：鶴巻小、滝郷小、嚶鳴小

海上保育所、おうめい保育園、鶴巻保育園、うなかみ幼稚園

放課後児童クラブを何年生まで利用したいと考えますか。



回答 169人

現在、放課後児童クラブは各小学校区ごとに設置・運営されていますが、小学校の統合に際し、嚶鳴小学校に放課後児童クラブを集約する予定です。放課後児童クラブの集約について、ご意見等ありましたらお聞かせください。

- ・送迎負担は増えるが、安全面を考えると校内の方が子どもにとって利用しやすく、学校との連携がとりやすいと思う。
- ・多くの保護者は車移動で仕事していると思うので、集約しても大きな負担にはならないと思う。
- ・各小学校に配置すると支援員の確保も必要だし、嚶鳴小から鶴巻・滝郷への移動問題もある。
- ・災害などがおきた際の避難に関しても、小学校が避難場所になることが多く、子供たちも定期的に避難訓練を行っている点も考慮し、安全面を考えて嚶鳴小学校に集約した方が良いと思う。
- ・集約すると送迎の負担が大きくなる。
- ・集約しないで鶴巻小、滝郷小の校舎やグラウンドを利用しないのはもったいない。
- ・2校分の生徒が増えるので、施設を増やしてほしい。
- ・児童が窮屈な思いや不便さを感じない環境作りをお願いしたい。
- ・集約しても高学年まで利用できる様にしてもらいたい。(集約の結果、利用人数が狭まらないように)

2. 統合後の放課後児童クラブの検討

(1) 運営方法について

案1 統合後のうなかみ小学校（現嚶鳴小学校）に集約して運営【1箇所】

案2 鶴巻、滝郷、嚶鳴の児童クラブを現在のまま各地区で運営【3箇所】

【各運営方法のメリット、デメリット】

	メリット	デメリット
案1	・子どもたちが放課後も一緒に居られる ・学校敷地内にあり学校との連携がとりやすい	・鶴巻、滝郷地区の保護者送迎負担が増える ・利用児童が増えるため、児童クラブの整備が必要となる
案2	・保護者の送迎負担は現在と変わらない	・子どもたちが離れてしまう ・嚶鳴地区の児童は高学年は利用できず地区で差が生じる ・児童クラブまでの移動時間が掛かり活動時間が減ってしまう

※案2の場合、学校がある日は、放課後児童クラブの場所まではスクールバスで移動し、保護者のお迎えで引き渡しする。

※学校が無い日は、保護者が放課後児童クラブの場所まで送迎する。

(2) 定員について

- ・鶴巻・滝郷児童クラブ：1年生から6年生まで全学年が利用可能。
- ・嚶鳴児童クラブ：1年生から3年生までの利用で既に定員に達しており、4年生以上が利用困難な状況。
- ・アンケートでは「集約を行っても高学年まで利用したい」という要望がありました。
- ・令和11年度のうなかみ小学校の児童数及び児童クラブ利用見込み推計

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
うなかみ小	66	64	70	72	81	83	436
児童クラブ	42	26	28	28	17	11	152

単位：人

3. 今後の方針

学校で築いた友達との関係性を放課後の時間も維持でき、学校との連携も取りやすいといったメリットを重視し、案1の「統合後のうなかみ小学校（現嚶鳴小学校）に集約して運営」という方針で進めます。

また、児童クラブの施設については、高学年の児童も利用できる様に、160人規模の整備を検討します。